

『18 職種別 最新！傾向対策講座 国税専門官 2017 年編』(KU17130) 訂正表

2018年6月13日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P.139	肢4の3行目以下	誤 <u>行政機関が行政処分についての審査請求や異議申立て</u> に対して裁決ないし決定を下すことは、差し支えない と解されている。	2018/06/13
		正 行政機関が行政処分についての審査請求に対して裁決 を下すことは、差し支えないと解されている。	
P.139	肢4の4行目以下	誤 <u>具体例として、独占禁止法に基づく公正取引委員会に よる審決などがある。</u>	2018/06/13
		正 削除 (2013年独占禁止法改正により公取委の審判制度 がなくなったため)	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。